

登録理学療法士 更新

【更新要件】

③研修会・講演会・ワークショップ等の受講

会員所属施設主催

実施マニュアル

(承認者[都道府県理学療法士会]用)

—第1版—

作成者	公益社団法人日本理学療法士協会
作成日	2021年6月30日
最終更新日	2022年5月10日

更新履歴

No.	更新日	更新内容
1	2022/3/30	2 開催要件等を更新しました。
2	2022/5/10	3.1 開催申請を更新しました。
3		
4		
5		

目次

1.	はじめに.....	4
2.	開催要件等.....	5
2.1	開催要件.....	5
2.2	オンライン形式開催条件.....	5
2.3	注意事項.....	6
3.	申請の承認・否認について.....	6
3.1	開催申請.....	6
3.2	承認された申請内容の変更を行う場合.....	8
3.3	中止申請.....	8
4.	履修登録.....	9
5.	FAQ.....	10
6.	問い合わせ先.....	11

1. はじめに

- ・登録理学療法士更新制度において、ポイント取得要件として、「カリキュラムコードに準じた学習での取得」があります。
- ・取得方法の1つとして、「③研修会・講演会・ワークショップ等の受講」があり、「協会・士会・ブロック協議会主催」と「士会が承認した会員所属施設主催」の2区分に分かれます。
- ・本マニュアルは「士会が承認した会員所属施設主催」に関する、承認を行う都道府県理学療法士会向けの運用マニュアルです。



2. 開催要件等

2.1 開催要件

★以下すべての要件を満たすこと

★本要件以外に、士会が独自に追加要件等を定めている場合があります。追加要件の有無や内容は士会ごとに異なりますので、必ず事前に確認してください。

1. 申請者は登録理学療法士であること。
2. 講師が1名以上いること。
3. 講義時間は30分以上とすること。上限は定めない。
※講義時間とは休憩を含まない実質の研修時間を指す。
4. 学術大会（学術集会）ではないこと、学会主催もしくは共催ではないこと。
5. 営利を目的とした研修会等ではないこと。
6. 参加者の入退室管理が行えること。
7. 質疑応答等を設け、講師と参加者の双方向の疎通を可能すること。ただし、開催当日に限らない。
8. 企画内容に最も即したカリキュラムコードを1つ選択し設定すること。
9. WEBシステム等を利用したオンライン開催も主催者の判断により可能とするが、開催条件を満たすこと。

2.2 オンライン形式開催条件

★以下すべての要件を満たすこと

1. 参加者の入退室管理ができること。
2. 双方向により質疑応答等の疎通が可能であること。ただし、開催当日に限らない。

2.3 注意事項

- ・都道府県理学療法士会独自の要件を追加することはできますが、本会が示す開催要件を緩和する内容は認められません。
- ・独自要件を本会へ報告する必要はございませんが、会員がその要件を正しく認識できるよう、HP上に開催要件を掲示してください。またその他媒体等を利用し周知に努めてください。
- ・本制度は所属施設内もしくは所属施設近隣地域での研修会等を認めるものであり、参加対象を広く募集するものは該当いたしません。
- ・登録理学療法士取得者であっても、休会者や会員権利停止者は対象外です。年会費を所定の期日までにご入金されない場合も会員権利は停止します。申請者としての要件を満たさなくなりますので、ご注意ください。
- ・開催規模（参加者数）に定めはありません。
- ・講師は要件を満たしていれば所属に定めはありません。
- ・企画内容に定めはありません。
- ・主催施設以外の会員の参加も可能です。
- ・履修は認められませんが、非会員（休会中を含む）の参加も可能です。

3. 申請の承認・否認について

3.1 開催申請

- ・申請者は自身のマイページから申請を行います。マイページ以外からの申請はできません。
- ・事前申請であるため開催日の前日までであればマイページからは申請可能なシステムです。
- ・開催日を超過しても「承認」または「否認」がなされていない場合、「承認待ち」のままとなります。
- ・都道府県理学療法士会において申請期日を設けることはできますが、マイページ上で申請制限を設定することはできません。そのため、個別に申請期限を設ける場合は、周知を行った上で、期限以降に届いた申請は「否認」される等、個別にご対応をお願いします。
- ・申請者が所属する都道府県理学療法士会へ申請が届きます。
- ・開催申請を承認するか否か、可否決定までの過程については、都道府県理学療法士会で協議の上、ご決定ください。



公益社団法人

日本理学療法士協会

JPTA Japanese Physical Therapy Association

- ・ 申請内容に不備や誤りがある場合、保留はできませんので、一度否認し、再度申請するよう申請者に伝えてください。否認通知メール内に否認理由を記載できます。

【開催申請承認手順】

- ・承認方法には、一括承認と個別承認の2パターンあります。都道府県理学療法士会の意向により、いずれかでご承認ください。
- ・申請者が開催申請すると自動的に士会承認できる機能はありません。必ず、一括承認または個別承認にて、承認作業は必要です。
- ・開催申請承認手順は「新・包括的会員管理システム操作マニュアル（士会担当者向け）-研修会・学術大会について-」をご参照ください。

3.2 承認された申請内容の変更を行う場合

- ・開始申請承認後に申請者がマイページ上から申請内容を変更できる項目と変更できない項目があります。

	該当項目	対応方法
変更可の項目	会場名、会場（郵便番号、住所）、開催プログラムなど、問合せ担当者氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス	下記の手順に沿って、セミナー情報を編集する。
変更不可の項目	開催区分、セミナー名称、セミナー概要、講義名、講義内容、開催日時（開始）、開催日時（終了）、カリキュラムコード設定	「中止申請」を行い、再度「開催申請」を行う。 ※詳細は「3.3 中止申請」参照

3.3 中止申請

- ・下記に該当する場合、申請者は承認を受けた都道府県理学療法士会へ「中止申請」を行います。
「中止申請」を受理したら承認作業を行ってください。

【該当事由】

- ① 何らかの事情で承認を受けた症例検討会を中止する場合
- ② 申請内容のうち、承認後に「変更不可」項目に変更があった場合

➤変更不可項目：

開催区分、セミナー名称、セミナー概要、講義名、講義内容、開催日時（開始）、
開催日時（終了）、カリキュラムコード設定

- ・定期的に申請有無をご確認の上、承認作業をお願いします。
- ・承認手順は、「新・包括的会員管理システム操作マニュアル（士会担当者向け）-研修会・学術大会について-」をご参照ください。

4. 履修登録

- ・受講者の履修登録は申請者が行います。都道府県理学療法士会にて登録作業は不要です。
- ・申請者が登録できるのは1回限りにて、登録内容の修正もできません。登録時に画面上で注意喚起します。ただし、申請者の要請に応じ、承認した都道府県理学療法士会に限り、士会管理サイトからその内容を修正することができます。
- ・開催日から15日経過しても履修登録していない申請者へは、毎月1日に履修登録を促すメールが自動配信されます。
- ・履修登録状況確認手順および履修登録内容の修正手順は、「新・包括的会員管理システム操作マニュアル（士会担当者向け）-研修会・学術大会について-」をご参照ください。

5. FAQ

Q：承認した研修会等はどのように確認できるのですか。

A：士会管理サイトから確認できます。同画面上では履修登録がなされているかも確認できます。手順は「新・包括的会員管理システム操作マニュアル（士会担当者向け）-研修会・学術大会について-」をご参照ください。

Q：士会独自の方針として、開催2週間前を申請期日とすることを検討しています。その場合も、システム上では申請期日の設定はできないため、申請者は開催日前日までは自由に申請できてしまうということですか。

A：その通りです。士会独自で要件を追加する場合、必ずHP等にて掲示し、周知徹底を図ってください。なお、申請画面上にて、士会独自の申請要件や期日等を設けている場合があることの注意喚起を行います。

Q：申請者からの開催申請を士会独自（マイページ以外）の方法で受け付けてもよいのですか。

A：受け付けはできません。マイページのみからの申請に限定しています。

Q：申請を誤って承認または否認してしまいました。修正は可能でしょうか。

A：取消や修正はできません。誤りのないよう十分に留意して承認・否認作業を行ってください。

Q：開催後に申請を行いたいと相談がありました。事後申請は認められますか。

A：開催要件を満たしていたとしても事後申請は認められません。

6. 問い合わせ先

公益社団法人日本理学療法士協会 事務局 教育推進課

E-mail : [shougai\(★\)japanpt.or.jp](mailto:shougai(★)japanpt.or.jp)

※(★)を@に変換してください

※お問い合わせは必ずメールにてお願いします